

鋼船規則

規則

〇編

作業船

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 89 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 6 月 29 日 規則 第 89 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

O 編 作業船

改正その 1

5 章 押船

5.1 一般

5.1.1 を次のように改める。

5.1.1 適用*

-1. 押船（以下、本章において船舶という。）にあつては、他編の関連規定によるほか、本章の規定を適用しなければならない。

-2. 前-1.に加え、押船が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する推進機関及び帆装を有しない船舶と結合して一体となって航行する場合には、これらを一の船舶とみなして他編の規定に適合しなければならない。ただし、本会は、当該船舶の特殊性を考慮し、適合すべき要件を斟酌することがある。

(1) Q 編 1.1.1-4.(1)から(5)のいずれかに該当する推進機関及び帆装を有しない船舶

(2) 特殊船

5.5 機関

5.5.1 を次のように改める。

5.5.1 一般

当該船舶の機関は、D 編各章の該当規定によるほか、本 5.5 の規定によらなければならない。

5.5.2 試験

-3.を次のように改める。

-3. 当該船舶の安全及び推進に係る設備又は装置に用いられる機関については、当該船舶に装備した後、効力試験を行わなければならない。

5.6 電気設備

5.6.2 を次のように改める。

5.6.2 試験

-1. 当該船舶押船の目的とする作業のみに用いられる電気機器のうち、ヒューズ、遮断器、防爆形電気機器及びケーブルについては、**H 編 1.2.1-4.**の規定によるものでなければならない。ただし、これにより難いものにあつては、仕様書、構造図、試験成績書、公的機関発行の証明書等の資料を提出し本会の審査を受けたものとする事ができる。

-2. 当該船舶押船の目的とする作業のみに用いられる前-1.に掲げるもの以外の電気機器は、本会が適当と認める規格に適合したものでなければならない。

-3. 当該船舶押船の目的とする作業のみに用いられる電気設備は、当該船舶押船に装備した後、**H 編 2.18.1**に規定する絶縁抵抗試験並びに発電機及び変圧器の保護装置の作動試験を行わなければならない。

5.8 として次の 1 節を加える。

5.8 一体型押船に対する特別要件

5.8.1 一般*

5.1.1-2.に該当しない押船であっても、押船が推進機関及び帆装を有しない船舶と結合して一体となって航行する場合には、次の(1)及び(2)の要件を満足すること。

- (1) 結合したときの全長が 55 m 以上の場合、結合して一体となった船舶として、W 編各章の該当規定によらなければならない。
- (2) 当該推進機関及び帆装を有しない船舶を曳航するために必要となる C 編 27.1 に規定する長さ及び強度の引綱を備えなければならない。ただし、船級符号に“Smooth Water Service”を付記して登録される押船にあつては、この限りではない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2018 年 6 月 29 日から施行する。
2. 2003 年 8 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

7 章 洋上補給船

7.3 船体構造

7.3.6 貨物タンク

-1.を次のように改める。

-1. 危険又は有害な液体貨物を積載する液体貨物タンクは、以下の(1)から(3)によらなければならない。

- (1) ~~危険又は有害な液体貨物をタンクに積載する場合、~~液体貨物の量は、 800 m^3 又は貨物密度 1.0 t/m^3 で算定した船舶の載貨重量の 40%に制限しなければならない。ただし、掘削泥水等の掘削用液体、貨物燃料 (引火点が 60°C を超えるもの)、有害でない液体についてはこの限りではない。
- (2) 一体型の貨物タンクの境界が、船底外板あるいは燃料油タンク、貨物ポンプ室又はポンプ室の境界に接する場合を除き、一体型の貨物タンクは、幅 600 mm 以上のコファダムにより他の区域から隔離されなければならない。
- (3) 独立型の貨物タンクが配置される区画は、コファダム、ボイドスペース、貨物ポンプ室、ポンプ室燃料油タンク又は他の類似の区域により、機関区域、プロペラ軸の軸路、乾貨物区域、居住区域、業務区域並びに飲料水及び食料庫から隔離されなければならない。また、独立型タンクの支持構造は、適切に補強しなければならない。

-2. 乾貨物タンクは、以下の(1)及び(2)によらなければならない。

- (1) セメント、泥等を積載する乾貨物タンクを備える場合、当該タンクは、鋼製の隔壁及び甲板により、機関室及び居住区域から隔離されなければならない。
- (2) 貨物移送用管装置は、原則として、機関区域内に通してはならない。ただし、機関区域内の全ての管継ぎ手が溶接され、取り外し可能な継ぎ手が機関区域外に配置される場合は、この限りではない。

附 則 (改正その 2)

1. この規則は、2018 年 12 月 29 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

○ 編

作業船

要
領

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 達 第 41 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 29 日 達 第 41 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

〇 編 作業船

〇1 通則

O1.3 を削る。

~~〇1.3 定義~~

~~〇1.3.2 作業船~~

~~規則 〇 編 1.3.2(4)にいう押船にあつては、バージとの連結方法により次の(1)及び(2)に分類する。~~

~~(1) 容易離脱型押船~~

~~ピン構造により結合され、緊急時に迅速容易に切り離すことができるもの~~

~~(2) 一体型押船~~

~~押船とバージが堅固に結合して一体となる構造を有するもの、具体的には以下のとおり。~~

~~(a) ボルト等による固着~~

~~(b) 結合部に互いに補完し合う凹凸形状構造を有し、挿入後ワイヤロープ等で定着~~

O5 押船

O5.1 一般

O5.1.1 を次のように改める。

O5.1.1 適用

~~O1.3.2 に定義する一体型押船については、押船として規則 O 編の関連規定を満足するとともに、バージと一体となった船舶として規則 O 編の関連規定を満足すること。~~

-1. 規則 O 編 5.1.1-2. の適用上、押船と推進機関及び帆装を有しない船舶が結合し、一の船舶とみなされる場合の総トン数及び長さ、全長、最大搭載人員は次により定まるものとする。

- (1) 総トン数は、押船と推進機関及び帆装を有しない船舶の総トン数の合計
- (2) 船舶の長さは、押船と推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となった時の長さ
- (3) 船舶の全長は、押船と推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となったときの全長
- (4) 最大搭載人員は、押船と推進機関及び帆装を有しない船舶の最大搭載人員の合計人数（当該合計人数のうち、規則 A 編 2.1.39 に規定する旅客の合計人数が 12 人を超える場合は、同規定に規定する旅客船となることに注意する必要がある。）

-2. 規則 O 編 5.1.1-2.(2) にいう「特殊船」とは、原子力船、潜水船、水中翼船、エアクション艇、表面効果翼船、海底資源掘削船、半潜水型船舶、甲板昇降型船舶、潜水設備を有する船舶及びその他特殊な構造又は設備を有する船舶であって日本国関係法令で定めるものをいう。

O5.8 として次の 1 節を加える。

O5.8 一体型押船に対する特別規定

O5.8.1 一般

規則 O 編 5.8.1(1) の適用上、規則 W 編 2.1.4 の規定は、構造上不可能なものについては適用する必要は無い。

附 則

1. この達は、2018 年 6 月 29 日から施行する。
2. 2003 年 8 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1% のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。